

証券コード:2999

ホームポジション株式会社

Home Position

開催 日時 2022年11月22日 (火曜日) 午前10時

受付開始:午前9時30分



ホテルアソシア静岡

3階 駿府Ⅱ

静岡県静岡市葵区黒金町56番地

<新型コロナウイルスに関するお知らせ>

株主総会にご出席の株主様は、株主総会開催時点での新型コロナウイルスの感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

事前に書面(郵送)やインターネットで議決権を行使い ただくことも可能ですので、併せてご検討ください。

第33回 定時株主総会

招集ご通知

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名

選任の件

	ごあいさつ	
目次	第33回定時株主総会招集ご通知	2
	議決権行使についてのご案内	2
	(提供書面)	
	事業報告	6
	計算書類	28
	5/- ** +D /+	2



■ ごあいさつ



代表取締役社長 伴野 博之

株主の皆様におかれましては、平素よりご高配を賜り、厚く御礼申 し上げます。

当社は2022年6月23日に東京証券取引所スタンダード市場へ上場いたしました。これもひとえに、株主の皆様のご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

第33回定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたりまして、 ごあいさつ申し上げます。

当社は、『「家がほしい」すべての人のために。』という企業理念の下、1989年の創業以来、地盤としてきた静岡県を中心とする東海エリア及び関東エリアにおいて戸建分譲事業を展開し、『Design Changes Your Life. ~デザインが、暮らしを変える。~』をビジョンに、デザイン・品質・性能・居住性を追求した、住み心地の良い一戸建て住宅の提供を行っております。

当社は、上場会社としての社会的責任を自覚し、さらなる成長を目指し企業価値の向上に努めてまいりますので、株主の皆様におかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2022年11月

株主各位

証券コード 2999 2022年11月7日

静岡県静岡市清水区吉川260番地

ホームポジション株式会社 代表取締役社長 伴野 博之

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、議決権の行使は、書面(郵送)又は電磁的方法(インターネット)にても可能でございますので、ご活用ください。後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年11月21日(月曜日)午後6時までに到着するようご送付いただくか、5ページに記載しております「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただき、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

11日 時	2022 年11月22日(火曜日) 午前10時(受付開始:午前9時30分)				
2 場 所	静岡県静岡市葵区黒金町56番地 ホテルアソシア静岡 3階 駿府 II (末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。)				
3 目的事項	報告事項 第33期 (2021年9月1日から2022年8月31日まで) 事業報告及び 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件				
4 議決権行使につい てのご案内	4ページに記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。				
5 インターネット開 示に関する事項	本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.homeposition.co.jp/)に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。従って、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会又は会計監査人が監査をした書類の一部であります。				

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会 招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(https://www.homeposition.co.jp/)に掲載させていただきます。
- 株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。

当社ウェブサイト (https://www.homeposition.co.jp/)



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。 後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。 議決権を行使する方法は、以下の3つがございます。



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付 にご提出ください。

2022年11月22日 (火曜日) 午前10時

(受付開始:午前9時30分)



書面(郵送)で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案の賛 否をご表示のうえ、切手を貼らずに ご投函ください。

行使期限

2022年11月21日 (月曜日) 午後6時到着分まで



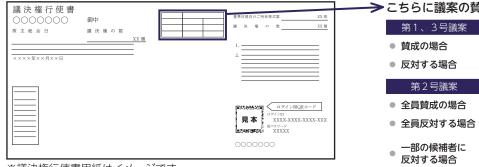
インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛 否をご入力ください。

行使期限

2022年11月21日 (月曜日) 午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3号議案

- - ≫「賛 の欄に○印
- ≫ 「否」の欄に○印

- ≫ 「賛 | の欄に○印 [否] >>>
- の欄に〇印 の欄に〇印をし、
- 反対する場合
- 反対する候補者の番号を ご記入ください。

書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたし ます。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を 行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力 する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

- **1** 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」 を入力しクリックしてください。



3 新しいパスワードを登録する。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

提供書面

事業報告 (2021年9月1日から2022年8月31日まで)

1 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により停滞した期間もありましたが、足元では政府がこれまで続けてきた各種制限の緩和・撤廃に動くなど、社会経済活動もようやく正常化しつつあります。一方、ウクライナ情勢の長期化、エネルギー価格をはじめとする広範囲で大幅な物価上昇などにより世界情勢は混迷の度を深めており、歴史的な円安の進行もあって実体経済の先行きは不透明です。

当社の属する不動産業界におきましては、住宅ローン減税制度など各種の住宅取得支援制度が長期にわたって継続しているものの、昨年来の原材料価格、物流価格、外注人件費等の高止まりに、上述のウクライナ情勢や円安などが追い打ちをかけ、先の見通しにくい事業環境となっています。

このような状況の下、当社は『「家がほしい」すべての人のために。』を企業理念とし、品質・性能・居住性を 追求したデザイン性に優れた住宅をお求めになりやすい価格で提供し、東海エリア及び関東エリアでのさらなるシェア拡大に努めてまいりました。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高18,441,252千円(前期比37.4%増)、営業利益884,370千円(前期比21.9%増)、経常利益710,467千円(前期比8.0%増)、当期純利益476,108千円(前期比13.6%増)となりました。

	第32期 (2021年8月期)	第33期 (2022年8月期)	前期比	
	金額(百万円)	金額(百万円)	増減額 (百万円)	増減率
売上高	13,425	18,441	5,016増	37.4%増
営業利益	725	884	158増	21.9%増
経常利益	658	710	52増	8.0%増
当期純利益	419	476	56増	13.6%増

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は20,343千円であり、その主な内容は、事業拡大を目的とした新規拠点(相模原支店)開設に伴うもの8,637千円、業務用基幹システムのライセンス購入に伴うもの4,631千円であります。

③ 資金調達の状況

2022年6月23日の東京証券取引所スタンダード市場の株式上場に伴い、公募増資による1,100,000株及びオーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当増資による300,000株の新株式発行に伴い、579,600千円の資金調達をいたしました。

土地仕入資金の過半を金融機関より借入金として調達していますが、土地購入以外にも長期借入金として当事業年度中に総額370,000千円の調達を行いました。また、総額670,000千円の無担保社債を発行いたしました。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況** 該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

		第30期 (2019年8月期)	第31期 (2020年8月期)	第32期 (2021年8月期)	第33期 (当事業年度) (2022年8月期)
売上高	(千円)	11,660,032	9,985,333	13,425,012	18,441,252
経常利益又は経常損失	(千円)	313,138	△196,617	658,063	710,467
当期純利益又は当期純損失	(千円)	209,379	△167,746	419,285	476,108
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失	(円)	45.62	△36.55	91.35	98.37
総資産	(千円)	7,145,220	9,153,271	12,018,573	13,278,303
純資産	(千円)	2,872,315	2,704,569	3,123,854	4,179,562
1株当たり純資産額	(円)	625.78	589.23	680.58	697.76

⁽注) 当社は、2019年7月18日付で普通株式1株につき3株の割合で、また、2022年5月18日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第30期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の主要事業が属する住宅市場は、中長期的な世帯数の減少による市場縮小、競合他社との競争激化、中古住宅やリノベーション等の需要の増加が予測されます。また、世界的な新型コロナウイルス感染拡大に端を発した半導体不足による住宅設備機器の価格高騰や、施工関連人材の高齢化に伴う人材不足や運送業界における人材不足に伴う輸送コストの上昇等による建築コストの上昇が懸念されております。一方足元では、2021年4月頃からの世界的なウッドショックの発生以降、建築コストは当初急激に上昇した後、供給不安は後退したものの価格は高止まりしております。

このような環境のなか、当社が主戦場とする郊外の分譲戸建住宅は、ウィズコロナ下での新しい生活様式の拡大を背景に需要が高まっており、デザイン重視の商品戦略との相乗効果もあって当社の新築分譲戸建住宅が選ばれております。

少子高齢化の進む状況にあって新設住宅着工数(総戸数)は減少傾向にあるものの、分譲戸建住宅市場は過去10年間でも12.2万~14.1万棟/年(出典:国土交通省公表建築着工統計調査)で比較的安定して推移しております。コ

ロナ禍を通じて分譲戸建住宅が見直されることで、新設住宅に占める種別では分譲戸建住宅の比率は益々高まるもの と期待しており、当社の分譲戸建住宅市場におけるシェアは低い水準であることから、全国的にシェアを拡大する余 地は十分にあるものと考えております。

① 静岡エリア以外におけるシェアの拡大

当社は静岡県に本社(静岡支店併設)及び浜松支店、神奈川県に横浜支店、神奈川支店及び相模原支店、愛知県に名古屋支店、埼玉県に大宮支店、東京都に城東支店を置き、戸建分譲事業を行っております。横浜支店は2010年11月、名古屋支店は2014年5月、浜松支店は2018年6月、神奈川支店は2019年3月、大宮支店は2020年8月、城東支店は2020年10月、相模原支店は2021年12月に開設いたしました。静岡県における分譲戸建住宅の着工棟数においてシェアは2位(2021年4月~2022年3月 株式会社住宅産業研究所調べ)となっておりますが、静岡県以外のエリアにおいてはシェアが低いため、今後もシェア拡大に取り組んでまいります。

② プロジェクト用地取得の強化

当社の行う戸建分譲事業においてプロジェクト用地の仕入は最も重要な施策であると認識しております。プロジェクト用地の仕入には仲介業者を通じた仕入を多く行ってきておりますが、常に新規の仲介業者の開拓を行い、既存の仲介業者との密接な関係を継続的に構築していきながら、不動産情報についてもより多方面から取得していく仕組みを築き上げ、プロジェクト用地取得の強化に向けて取り組んでまいります。

③ 原価低減

当社の企業理念である『「家がほしい」すべての人のために。』を実現すべく、周辺相場等を意識したお求めになりやすい価格で、デザイン性・品質・性能・居住性に優れた住宅を提供する上で原価低減の不断の努力は欠かせません。原価低減の施策として、プロジェクト用地の取得についてもより安く仕入を行うことが重要であります。また、建築コストについても材料費、外注費に関して、今後の当社の事業拡大に合わせたスケールメリットを活かし、品質を維持しながらも更なる建築コストの低減に取り組んでまいります。

④ プロモーション施策

当社は自社販売を行う支店(東海エリア)では、自社による販売促進活動にも注力しており、ホームページ上において自社販売物件については詳細な情報が誰でも自由に閲覧できるようにしております。現在は紙媒体による広告活動の他にスマートフォンサイトに注力しており、分かりやすさ見やすさの向上に取り組んでおります。また、紙媒体ではLINEなどのSNSツールへの誘導に取り組んでおります。今後の事業拡大及びシェアの拡充に伴い、顧

客ニーズや地域特性に合わせたプロモーションを企画し、当社の物件を顧客に訴求していくことは重要であり、より一層当社の物件の魅力が伝わるよう取り組んでまいります。

⑤ 人材の確保

当社が今後規模を拡大する上で、人材の確保は重要であります。シェア拡大に伴う営業職、設計及び施工技術者、管理系人員と様々な職種で人員確保が課題であると認識しております。また、既存社員のスキル向上に伴う生産性向上も重要であると考えております。当社は今後も積極的な人材採用活動並びに研修活動を通じ、人材の維持、確保及び育成に努めてまいります。

6 資金調達

当社のプロジェクト遂行には資金力が不可欠であり、現在は各金融機関よりプロジェクト毎に規模、期間を考慮しながら機動的な資金調達をしております。今後の当社の規模拡大に伴い、安定した調達力の維持のみならず、資金効率の最適化を図り、金融費用の低減を図っていくことは今後さらに重要となっていくことから、より一層在庫管理及び財務管理に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年8月31日現在)

事業区分	事業內容				
戸建分譲事業	木造分譲住宅の企画、用地仕入、宅地開発、設計、施工及び販売				

(6) 主要な営業所 (2022年8月31日現在)

本社	静岡県静岡市
支店	静岡支店 : 静岡県静岡市 横浜支店 : 神奈川県横浜市 名古屋支店 : 愛知県名古屋市 浜松支店 : 静岡県浜松市 神奈川支店 : 神奈川県横浜市 大宮支店 : 埼玉県さいたま市 城東支店 : 東京都葛飾区 相模原支店 : 神奈川県相模原市

(注) 1.2021年12月1日付で相模原支店を開設しました。

2. 本社・支店以外に東京都中央区に東京オフィスが所在いたします。

(7) 使用人の状況 (2022年8月31日現在)

使用人数	平均年齢	平均勤続年数	前事業年度末比増減
91名	42.5歳	3.7年	8名増

- (注) 1. 使用人数は就業人員であります。
 - 2. パート社員の総数は、使用人数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
 - 3. 当社の事業は、戸建分譲事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年8月31日現在)

借入先	借入金残高 (千円)
株式会社静岡銀行	1,979,899
株式会社三菱UFJ銀行	645,350
株式会社清水銀行	623,563
株式会社商工組合中央金庫	539,618
株式会社愛知銀行	365,352
株式会社日本政策金融公庫	327,650
浜松磐田信用金庫	312,635
株式会社りそな銀行	309,230
株式会社武蔵野銀行	294,095
株式会社横浜銀行	252,900

⁽注) 株式会社静岡銀行の借入金残高には社債の残高290,000千円、株式会社清水銀行の借入金残高には社債の残高300,000千円、株式会社愛知銀行の借入金残高には社債の残高200,000千円がそれぞれ含まれております。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所の承認により、当社株式は2022年6月23日付で東京証券取引所スタンダード市場に上場いたしました。

2 株式の状況 (2022年8月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 18,360,000株

(2) 発行済株式の総数 5,990,000株

(3) 株主数 3,435名

(4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
伴野 博之	2,956,000	49.34
伴野アセットマネジメント株式会社	500,000	8.34
ホームポジション従業員持株会	306,700	5.12
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	123,000	2.05
野村證券株式会社	99,500	1.66
菅原 拓也	75,000	1.25
細川 晃良	55,300	0.92
マネックス証券株式会社	41,615	0.69
楽天証券株式会社	41,600	0.69
上田八木短資株式会社	40,300	0.67

⁽注) 1. 自己株式は所有しておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 2022年4月27日開催の取締役会において、2022年5月18日付で普通株式1株を2株に株式分割することを決議し、同日をもって当社定款に定める発行可能株式総数を変更いたしました。これにより、発行可能株式総数は18,360,000株に、発行済株式の総数は4,590,000株となりました。
- ② 2022年6月23日の東京証券取引所スタンダード市場への株式上場に伴い、公募増資による新株式発行により、発行済株式の総数が1,100,000株増加しております。
- ③ 2022年7月19日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数が300,000株増加しております。

^{2.} 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株 予約権の状況

① 第1回新株予約権

			第1回新株予約権	
発行決議日		2016年8月4日		
新株予約権の数((注) 1			19,500個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき	117,000株 6株)	
新株予約権の払込	金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり	1,952円 326円)	
権利行使期間		2018年8月6日から 2026年8月4日まで		
行使の条件		(注) 2		
	取締役	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	19,500個 117,000株 2名
役員の保有状況 (注) 1	(監査等委員を除く)	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	—————————————————————————————————————
	ļ	帝役 等委員)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	—————————————————————————————————————

⁽注) 1. 2019年7月18日付で行った1株を3株とする株式分割、及び2022年5月18日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」は調整されております。

^{2.} 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

⁽¹⁾ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職の場合その他正当な理由による場合にはこの限りではない。

⁽²⁾ 新株予約権の相続はこれを認めない。

⁽³⁾ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⁽⁴⁾ 当社の普通株式が国内の金融商品取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。

② 第2回新株予約権

			第2回新株予約権	
発行決議日		2017年7月25日		
新株予約権の数				9,750個
新株予約権の目的となる株式の種類と数(注)1		普通株式 (新株予約権 1 個につき	58,500株 6株)	
新株予約権の払込	金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり	1,952円 326円)
権利行使期間		2019年7月26日から 2027年7月25日まで		
行使の条件	行使の条件		(注) 2	
	取締役	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	9,750個 58,500株 2名
役員の保有状況 (注) 1	(監査等委員を除く)	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	-個 -株 -名
		帝役 等委員)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	-個 -株 -名

- (注) 1. 2019年7月18日付で行った1株を3株とする株式分割、及び2022年5月18日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」は調整されております。
 - 2. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
 - (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職の場合その他正当な理由による場合にはこの限りではない。
 - (2) 新株予約権の相続はこれを認めない。
 - (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
 - (4) 当社の普通株式が国内の金融商品取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。

③ 第3回新株予約権

			第3回新株予約権		
発行決議日			2021年8月27日		
新株予約権の数				172,250個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数(注)1			普通株式 (新株予約権 1 個につき	344,500株 2株)	
新株予約権の払込	金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権1個当たり (1株当たり	1,489円 745円)	
権利行使期間			2023年8月28日から 2031年8月27日まで		
行使の条件			(注) 2		
役員の保有状況 (注) 1	取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	152,250個 304,500株 4名	
		社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	—————————————————————————————————————	
	取締役 (監査等委員)		新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	20,000個 40,000株 1名	

- (注) 1. 2022年5月18日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」は調整されております。
 - 2. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。
 - (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職の場合その他正当な理由による場合にはこの限りではない。
 - (2) 新株予約権の相続はこれを認めない。
 - (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
 - (4) 当社の普通株式が国内の金融商品取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2022年8月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	伴野 博之	伴野アセットマネジメント(株)代表取締役社長
取締役	祐成 太郎	営業本部長 兼 業務部長 兼 営業企画部長
取締役	海野 純子	設計施工本部長 兼 設計施工部長
取締役	青木 潤	総務人事本部長 兼 総務人事部長
取締役	小島 鉄也	財務本部長
取締役(常勤監査等委員)	菊地 隆夫	
取締役(監査等委員)	長町真一	(弁)御宿・長町法律事務所代表 (株)パーキングマーケット取締役 リボーン債権回収(株)取締役
取締役(監査等委員)	山口 久男	山□久男税理士事務所所長 エームサービス(株)監査役 (株)ジャパンインベストメントアドバイザー監査役

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 菊地隆夫氏、長町真一氏及び山口久男氏は社外取締役であります。
 - 2. 取締役(監査等委員) 菊地隆夫氏及び山口久男氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・菊地隆夫氏は、長年にわたり経理・財務業務に携わってきた経験があります。
 - ・山口久男氏は、税理士の資格を有しております。
 - 3. 菊地隆夫氏を常勤の監査等委員として選定している理由は、日常的に重要な社内会議へ出席することにより情報を収集し、会計監査人、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査・監督の実効性を高めるためであります。
 - 4. 当社は、取締役(監査等委員)菊地隆夫氏、長町真一氏及び山口久男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である各取締役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等

1. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役(監査等委員を除く)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等につきまして、2021年2月26日開催の定時取締役会、2021年8月27日開催の臨時取締役会において下記a.からe.に記載のとおり決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当事業年度の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容は、2021年11月25日開催の臨時取締役会において取締役(監査等委員を除く)の個別の報酬額の決議を行っております。

取締役(監査等委員)の報酬は原則として固定報酬のみであり、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、職務の内容等を勘案し、2021年11月25日開催の監査等委員会において決定しております。

なお、2016年8月4日開催の臨時株主総会及び臨時取締役会において、取締役(監査等委員を除く)2名に第1回新株予約権の発行及び付与の決議を行っております。2017年7月25日開催の臨時株主総会及び定例取締役会において、取締役(監査等委員を除く)2名に第2回新株予約権の発行及び付与の決議を行っております。2021年8月27日開催の臨時株主総会及び定例取締役会において、取締役(監査等委員を除く)4名及び常勤である取締役(監査等委員)1名に第3回新株予約権の発行及び付与の決議をそれぞれ行っております。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社が持続的な成長を図っていくために、業績の向上や企業価値の向上に対するインセンティブとして有効に機能すること及び決定手続きの透明性を確保することを、基本方針とします。

具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等により構成します。

なお、今後も法の趣旨に照らし、また他社の動向等も考慮のうえ、必要に応じて、報酬体系(基本報酬、業績 連動報酬等及び非金銭報酬等)の見直しを行うものとします。

b. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)及び取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

株主総会で決議した報酬等の総額の限度内で、取締役の固定報酬としての基本報酬(金銭報酬)の個別額については、コーポレート・ガバナンスの観点から、取締役会において、各人別の年額(月例定額制)を決議します。

なお、固定報酬としての基本報酬については、株主総会で決議した報酬等の総額の限度内で、当社の経営状況、財務状況及び経済情勢等の各種状況を踏まえながら、各取締役について、①業績や事業に対する貢献度、②これまでの会社に対する貢献、③役位、管掌部門に対する職責等を勘案して、代表取締役社長と人事担当取締役が協議のうえ、基本報酬(金銭報酬)として個別支給額の素案を作成した後、報酬水準の妥当性等について監査等委員会の意見の有無を確認した後、取締役会の決議に上程し、決定するものとします。

c. 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に 関する方針を含む。)及び取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

業績に連動した報酬である賞与については、株主総会で決議した報酬等の総額の限度内で、取締役の任期1年間の成果に報いる趣旨で、コーポレート・ガバナンスの観点から、取締役会において、各人別の支給額を決議します。

なお、支給額は、株主総会で決議した報酬等の総額の限度内で、当社の経営状況、財務状況及び経済情勢等の各種状況を業績指標としての内容として踏まえながら、各取締役について、①業績や事業に対する貢献度、②役位、管掌部門に対する職責等を勘案して、支給の可否及びその額を、代表取締役社長と人事担当取締役が協議のうえ、金銭報酬としての個別支給額の素案を作成した後、報酬水準の妥当性等について監査等委員会の意見の有無を確認した後、取締役会の決議に上程し、決定するものとします。

d. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)及び取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の業績向上や中長期的な企業価値向上に対する意欲や士気を高めること等を目的として、必要に応じて、

株主総会で決議した範囲内において、ストックオプション(新株予約権)を付与します。個別の取締役に付与するストックオプションの個数は、その付与の要否を含めて、各取締役における、①業績向上や中長期的な企業価値向上に対する貢献期待度、②役位、管掌部門に対する職責等を勘案して、代表取締役社長と人事担当取締役が協議のうえ、個別付与数の素案を作成した後、報酬水準の妥当性等について監査等委員会の意見の有無を確認した後、取締役会の決議に上程し、決定するものとします。

e. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額及び非金銭の報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の 決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準等を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とするものとします。また、非金銭報酬等については、中長期的な企業価値向上に貢献し、かつ、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への意欲が高まるように、最適な支給割合とするものとします。具体的な割合については、代表取締役社長と人事担当取締役が協議のうえ、種類別の報酬割合を含めた個別支給額(非金銭報酬においては個別付与数)の素案を作成した後、種類別の割合の妥当性等について監査等委員会の意見の有無を確認した後、取締役会の決議に上程し、決定するものとします。

2. 当事業年度に係る報酬等の総額

E/A	報酬等の総額	報酬等	対象となる		
区分	(千円)	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	役員の人数
監査等委員でない取締役	118,290	118,290	_	_	5名
(うち社外取締役)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-名)
監査等委員である取締役	13,545	13,545	_	_	3名
(うち社外取締役)	(13,545)	(13,545)	(-)	(-)	(3名)
合 計	131,835	131,835	-	_	8名
(うち社外取締役)	(13,545)	(13,545)	(-)	(-)	(3名)

⁽注)1. 取締役の報酬限度額は、2016年6月30日開催の臨時株主総会において、取締役(監査等委員を除く)について年額300百万円以内、取締役(監査等委員)について年額30百万円以内と決議いただいております。

なお、当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は、取締役(監査等委員を除く)3名、取締役(監査等委員)3名です。

^{2.} 当事業年度において業績連動報酬等の支給実績はございません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役菊地降夫氏は、記載すべき重要な兼職先はありません。
- ・取締役長町真一氏は、(弁)御宿・長町法律事務所代表、(株)パーキングマーケットの取締役及びリボーン債権回収(株)の取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役山口久男氏は、山口久男税理士事務所所長、エームサービス(株)の監査役及び(株)ジャパンインベストメントアドバイザーの監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 菊地隆夫	当事業年度に開催された取締役会19回全でに、また当事業年度に開催された監査等委員会14回全てに出席いたしました。財務及び会計に関する知見及び経験豊富な経営者の観点から、社外取締役として適時必要な発言を行うなど、独立した立場から意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 長町真一	当事業年度に開催された取締役会19回全でに、また当事業年度に開催された監査等委員会14回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的な見地及び豊富な経験と幅広い見識から、社外取締役として適時必要な発言を行うなど、独立した立場から意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 山口久男	当事業年度に開催された取締役会19回全でに、また当事業年度に開催された監査等委員会14回全でに出席いたしました。税理士としての専門的な見地及び豊富な経験と幅広い見識から、社外取締役として適時必要な発言を行うなど、独立した立場から意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

区分	金額(千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,500
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、株式上場申請手続きの一環として「監査人から引受事務幹事会社への書簡」(コンフォートレター)の作成業務を委託し、非監査業務に基づく報酬として1,500千円支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 企業行動規範をはじめ、取締役及び使用人が順守すべき社内規程等を定め、法令等への順守体制を確立する。
- (b) 職務執行については、法令、定款及び社内規程等に基づき、取締役会、経営会議の会議体又は稟議書により決定する。
- (c) 取締役及び使用人に対するコンプライアンスの教育・研修を継続的に行う。
- (d) 代表取締役社長直轄の内部監査室は、当社のコンプライアンスの状況・業務の適正性に関する内部監査を 実施し、重要な結果についてはその結果を取締役会及び監査等委員会に報告する。
- (e) 法令違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入する。
- (f) 反社会的勢力には全社において、組織的に毅然とした態度で対応し、必要に応じて警察等関係機関や顧問 弁護士と連携する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会において、「文書管理規程」、「情報セキュリティ基本方針」その他の社内規程を整備するものとし、適宜見直すものとする。取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款、及び「文書管理規程」、「情報セキュリティ基本方針」等の社内規程、方針等に従い、文書(紙又は電磁的媒体)に記録して適切に保管、管理し、取締役が必要に応じて閲覧できる体制を整備する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 経営上、重要事項に係るリスクは、取締役会及び経営会議において十分な協議・審議を行う。
- (b) 市場リスク、信用リスク、情報漏洩リスク等の個別のリスクについては、それぞれ社内規程に定める方法により、適切な管理を行う。
- (c) 労働災害、自然災害等への対応については、社内連絡体制を構築するとともに組織的な対応を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 的確かつ迅速な企業経営を重要課題と位置づけ、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図りながら、素早い意思決定と効率的な経営体制の構築に努める。
- (b) 取締役会は少なくとも月に1回以上開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、会社の重要事項を決議す

るとともに、各取締役は他の取締役の業務執行を監督する。

- (c) 取締役会の下に経営会議を設置し、原則として月に1回開催する。経営会議では取締役会から委譲された 権限の範囲内における様々な経営課題等について協議・審議を行う。
- (d) 取締役会は、経営組織、各取締役の職務分掌を定め、各取締役は職務分掌に基づき適切に業務を執行する。
- ⑤ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する 事項及び当該使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項 並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (a) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の うえ当該補助使用人を任命する。
 - (b) 当該補助使用人は、監査等委員会より指示された業務の実施に関して、他の取締役(監査等委員である取締役を除く。) からの指示・命令を受けないこととする。
 - (c) 当該補助使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会の職務の補助に係る業務を優先して行うものとする。
 - (d) 当該補助使用人(他部署の使用人を兼務する者を含む)の人事異動、評価、懲戒処分等に関しては、事前に監査等委員会に報告し、その了承を得ることとする。

⑥ 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- (a) 取締役会、経営会議といった会議体に限らず、取締役(監査等委員である取締役を除く。) より監査等委員に対して適宜又は監査等委員の求めに応じ情報提供を行う。
- (b) 常勤の監査等委員は経営会議に出席し、監査等委員会において又は他の監査等委員の求めに応じ他の監査等委員に対し経営会議における議題及び審議の経過を報告する。
- (c) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、法令等に違反する事項、会社の信用、業績等に重大な影響を与える事項、または重大な影響を与えるおそれのある事項が発覚した時には、速やかに監査等委員会に報告する。
- (d) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、監査等委員会が職務の執行に関する事項の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、これに協力するものとし迅速かつ適切に対応する。
- (e) 内部監査室は、監査等委員会に対し、定期的に当社における内部監査の結果その他活動状況の報告を行う ものとする。
- (f) コンプライアンス委員会は、監査等委員会に対し、定期的に当社における内部通報の状況の報告を行うものとする。

⑦ ⑥(c)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する ための体制

内部通報制度を利用した通報者又は監査等委員会に報告した取締役若しくは使用人が当該報告を行ったことを理由とした不利益となる一切の行為を禁止する。

⑧ 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に限る。)について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した時は、速やかにこれに応じる。

- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室と連携、協力し、さらに各監査等委員との連携を高め、実効性のある監査を実施するものとする。
 - (b) 1年に数回程度、監査等委員と代表取締役及び監査等委員でない取締役との間で定期的に意見の交換を実施する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役会を19回開催し、各取締役の職務執行状況の報告、質疑応答及び意見交換を行うことにより、取締役の相互監視機能による業務執行の監督を行っております。また、社内規程の整備、資金調達、支店開設・廃止その他重要事項につきましては、取締役会での審議及び決議を行い、ガバナンス機能の充実に努めております。また、経営会議を12回開催し、全般的業務執行方針に関する事項などについて報告及び審議等がなされました。
- ② 監査等委員会を14回開催し、監査等委員全員はそのすべてに出席をしております。また、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行い、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務及び財産の状況の調査を実施しております。内部統制システムについては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しております。

また、監査等委員全員は内部監査室と毎月情報共有を行っております。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるなど適宜情報共有を行っております。

③ コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を四半期毎に開催しております。コンプライアンス委員会では、法律改正への対応、コンプライアンスプログラムの検討、内部通報制度の運用状況の確認、他社不祥事事例の共有等を行いました。また、リスク管理委員会では、新型コロナウイルス感染症対策、リスクの種類別の見直し、対応方針及び対応状況の確認や情報セキュリティ対策等について協議いたしました。

④ 内部監査室は「内部監査規程」に基づき業務全般に亘り適宜、業務の有効性及び効率性、法令順守、財務報告の信頼性等の観点より内部監査を行い、その監査結果の代表取締役社長への報告を行っております。また適宜、 監査等委員会、会計監査人との情報共有を行っております。

7 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

8 親会社等との間の取引に関する事項

当社代表取締役社長である伴野博之氏は、当社の親会社等に該当し、当社の株式を3,456千株(同氏の資産管理会社である伴野アセットマネジメント㈱が保有する株式数も含む。議決権比率は57.7%)所有しております。当社は、一部の金融機関からの借入にあたり同氏より債務保証を受けておりましたが、2022年6月の株式上場時までに全ての保証契約を終了しております。

(1) 取引にあたって当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社等と取引を行う場合には、一般的な取引条件を参考に、適正な条件で行うことを基本方針とし、取引内容及び取引の妥当性について、当社の利益に相反しないかどうか慎重に検討して実施しております。

(2) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

債務の被保証につきましては、当社からの保証料の支払いはなく、また社外取締役の目が届く意思決定プロセスを 経ることで取引条件の客観性を担保していることから、当社に不利益を与えないと判断いたしました。

(3) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

9 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財政状態・経営成績・事業計画等を勘案し、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であり、当面は1株当たり純利益に対する配当性向30%を日安として配当を実施していく方針であります。

剰余金の配当は年1回を基本的な方針としており、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款で定めております。なお、期末配当の基準日は毎年8月31日、中間配当の基準日は毎年2月末日とする旨を定款に定めております。

このような方針の下、第33期の期末配当につきましては、2022年10月25日開催の取締役会において、以下のとおり剰余金の処分に関する決議をいたしました。

- ① 配当財産の種類 金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき25円 総額149,750,000円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年11月24日

⁽注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年8月31日現在)

(単位:千円)

科目金額		科目	金額	
(資産の部)		(負債の部)		
流動資産	12,949,406	流動負債	7,464,257	
現金及び預金	2,203,866	工事未払金	635,973	
完成工事未収入金	19,161	短期借入金	5,925,708	
販売用不動産	3,773,090	一年内償還予定の社債	280,800	
仕掛販売用不動産	6,505,376	一年内返済予定の長期借入金	238,872	
前渡金	187,299	未払金	29,936	
前払費用	41,517	未払費用	45,967	
未収消費税等	145,095	未払法人税等	120,324	
その他	74,000	前受金	99,903	
固定資産	328,897	預り金	11,691	
有形固定資産	212,368	賞与引当金	71,430	
建物	129,561	その他	3,650	
構築物	2,702	固定負債	1,634,482	
車両運搬具	2,724	社債	659,200	
工具、器具及び備品	18,790	長期借入金	964,058	
		資産除去債務	11,224	
土地	58,589	負債合計	9,098,740	
無形固定資産	18,964	(純資産の部)		
ソフトウエア	18,328	株主資本	4,179,562	
電話加入権	635	資本金	389,800	
投資その他の資産	97,564	資本剰余金	289,800	
出資金	210	資本準備金	289,800	
長期前払費用	21,852	利益剰余金	3,499,962	
繰延税金資産	53,196	その他利益剰余金	3,499,962	
差入保証金	22,305	別途積立金	179,000	
		繰越利益剰余金	3,320,962	
		純資産合計	4,179,562	
資産合計	13,278,303	負債純資産合計	13,278,303	

損益計算書 (2021年9月1日から2022年8月31日まで)

(単位:千円)

科目	金額
売上高	18,441,252
売上原価	15,876,215
売上総利益	2,565,036
販売費及び一般管理費	1,680,666
営業利益	884,370
営業外収益	27,308
受取利息	16
受取配当金	3
解約手付金収入	6,979
受取手数料	16,997
その他	3,312
営業外費用	201,211
支払利息	116,575
社債利息	6,619
支払手数料	46,950
その他	31,066
経常利益	710,467
税引前当期純利益	710,467
法人税、住民税及び事業税	209,138
法人税等調整額	25,221
当期純利益	476,108

株主資本等変動計算書 (2021年9月1日から2022年8月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本							
		資本乗	資本剰余金		利益剰余金			/北次立△=1
	資本金	~ _~ +洪供会 資本剰余金		その他利益剰余金		利益剰余金	株主資本 合計	純資産合計
		合計	別途積立金	繰越利益 剰余金	合計			
当期首残高	100,000	_	_	179,000	2,844,854	3,023,854	3,123,854	3,123,854
当期変動額								
新株の発行	289,800	289,800	289,800				579,600	579,600
当期純利益					476,108	476,108	476,108	476,108
当期変動額合計	289,800	289,800	289,800	_	476,108	476,108	1,055,708	1,055,708
当期末残高	389,800	289,800	289,800	179,000	3,320,962	3,499,962	4,179,562	4,179,562

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年10月18日

ホームポジション株式会社 取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岡本 伸吾 印業 務 執 行 社 員 公認会計士 岡本 伸吾 印

指定有限責任社員 公認会計士 大好 慧 印 業務 執行 社員 公認会計士 大好 慧

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ホームポジション株式会社の2021年9月1日から2022年8月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示し ているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び 運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、 その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する 内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不 確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合 は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する 計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求 められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事 象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並び に計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した 内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項 について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年9月1日から2022年8月31日までの第33期事業年度における取締役の 職務の執行について監査いたしました。

その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、 損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1)事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を 害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利害を害さないかどうかについての取締役 会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年10月21日

ホームポジション株式会社 監査等委員会 常勤監査等委員 菊地 隆夫 ⑪ 監査等委員 長町 真一 ⑪ 監査等委員 山口 久男 ⑩

(注) 常勤監査等委員の菊地隆夫並びに監査等委員の長町真一及び山口久男は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ① 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年 9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度導入に伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - (1)変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規定を設けるものであります。
 - (2)変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - (4) 上記の削除される規定の効力に関する、附則を設けるものであります。
- ② 法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えるため、補欠の監査等委員である取締役の選任に関する規定について、変更案第18条(選任方法)第4項を新設するものであります。また、補欠の監査等委員である取締役の予選に係る決議が効力を有する期間を定めていないことから、監査等委員である取締役の任期と、補欠の監査等委員である取締役の予選に係る決議が効力を有する期間が一致しておりません。そのため、補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間を、監査等委員である取締役の任期に合わせるべく、変更案第18条(選任方法)第5項の新設をお願いするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会を考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(新 設)

変更案

(削 除)

(電子提供措置等)

- 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会を考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
 - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち 法務省令で定めるものの全部又は一部につい て、議決権の基準日までに書面交付請求をし た株主に対して交付する書面に記載しないこ とができる。

現行定款

(選任方法)

- 第18条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役 とを区別して、株主総会において選任する。
 - 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(新 設)

変更案

(選任方法)

(現行どおり)

(現行どおり)

(現行どおり)

- 4 当会社は、法令又は本定款に定める監査等 委員である取締役の員数を欠くことになる場 合に備えて補欠の監査等委員である取締役を 選任することができる。
- 5 前項の補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(附則)

- 1. 2022年9月1日(以下「施行日」という)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。
- 2. 本附則は、施行日から6か月を経過した日 又は前項の株主総会の日から3か月を経過 した日のいずれか遅い日後にこれを削除す る。

第2号議案

監査等委員でない取締役5名選任の件

現任の監査等委員でない取締役全員(5名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員でない取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会からすべての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。 監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	伴野 博之	代表取締役	重任
2	海野神子	取締役	重任
3	青木 潤	取締役	重任
4	小島鉄也	取締役	重任
5		_	新任

重任 重任取締役候補者

新 任 新任取締役候補者

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
重任	ともの ひろゆき 伴野 博之 (1960年9月3日)	1979年 4 月 静岡県警察官奉職 1979年10月 三菱電機㈱静岡製作所入社 1980年 3 月 ㈱ミツワ建設入社 1981年 2 月 大屋敷精密㈱入社 1982年 3 月 丸の内建設㈱入社 1983年 2 月 サンホーム工業㈱入社 1987年12月 モア・ハウジングコンポーネント㈱取締役就任 1989年12月 当社設立 当社代表取締役社長就任(現任) 2022年 1 月 伴野アセットマネジメント㈱設立 代表取締役社長就任(現任)	2,956,000株

(選任理由)

候補者は、当社創業者として、当社発展の礎を築き、牽引してまいりました。不動産業界に長く携わってきており、業界に精通し、高い経営能力を発揮しながらこれまで代表取締役社長として重要な業務執行の意思決定に深く携わってきており、様々な経営課題に取り組んできた経験を勘案し、今後も当社の取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

候補者番号	^{ふりがな} 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	うんの じゅん こ 海野 純子 (1972年2月8日)	1994年12月 静岡電装㈱入社 1999年10月 当社入社 2010年11月 当社横浜支店長就任 2014年8月 当社営業施工本部施工管理部長兼横浜支店長就任 2015年9月 当社営業施工部門施工管理部長兼横浜支店長就任 2016年7月 当社設計施工本部長兼設計施工部長兼横浜支店長就任 2017年3月 当社取締役設計施工本部長兼設計施工部長就任(現任)	一株
坐	ました。豊富な業務総	Fにわたり営業から設計施工全般と幅広く業務に携わり、当社の発展に大きく寄 経験はこれまでの協力業者との良好な取引関係維持、発展に重要な役割を果たし としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。	

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3 1 E	あおき じゅん 青木 潤 (1969年7月3日)	1994年 4 月 国土総合建設㈱(現あおみ建設㈱)入社 2007年10月 ㈱コマーシャル・アールイー入社 2008年 4 月 同社管理本部総務部長就任 2014年 5 月 ㈱ゼネテック入社 総務部長代理就任 2014年 8 月 同社総務部長就任 2016年 1 月 当社入社 管理部門総務人事部長就任 2016年 7月 当社管理本部総務人事部長就任 2019年11月 当社取締役総務人事本部長兼総務人事部長就任 (現任)	一株

(選任理由)

候補者は、当社人事、総務、法務及びコンプライアンス全般担当の取締役として、当社の経営基盤の整備・強化に 貢献してきており、当社の持続的な成長及び企業価値の向上に重要な役割を果たしていることから、今後も当社の 取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数	
4 重任	こじま てっゃ 小島 鉄也 (1969年11月25日)	1994年 4 月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 1998年 8 月 公認会計士登録 2013年12月 エア・ブラウン㈱入社 総務部長代理就任 2016年 4 月 (㈱パラッツォ東京プラザ入社 執行役員財務経理グループ副グループ 長兼財務部長就任 2019年 7 月 公認会計士小島鉄也事務所開業 2020年 9 月 当社顧問就任 2020年11月 当社入社 財務本部長兼経理部長兼情報システム部長就任 2020年11月 当社取締役財務本部長兼経理部長兼情報システム部長就任 2021年 1 月 当社取締役財務本部長兼財務部長兼情報システム部長就任 2021年 7 月 当社取締役財務本部長兼情報システム部長就任 2021年 7 月 当社取締役財務本部長兼情報システム部長就任	一株	
	(選任理由) 候補者は、公認会計士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、また、事業会社の財務・経理部門の執行役員としての経験から経営的な視点も十分に持ち合わせております。現在は当社財務本部長として財務・経理・情報システムといった会社の基幹となる分野の体制の整備推進・強化にあたっており、当社の持続的な成長及び企業価値の向上に重要な役割を果たしていることから、今後も当社の取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。			

候補者番号	いがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	やまだ ひろし 山田 浩 (1959年9月3日)	1982年 4月 西武都市開発㈱入社 1999年11月 同社企画室マネージャー就任 2000年10月 ㈱アールシーコア入社 2003年10月 同社BES部門責任者就任 2011年 4月 ㈱BESSパートナーズ取締役就任 2011年10月 ㈱アールシーコア執行役員就任 2012年 4月 ㈱BESSパートナーズ代表取締役就任 2013年 7月 ㈱アールシーコア販社管理統括本部責任者就任 2014年 6月 同社取締役販社管理統括本部責任者就任 2015年 4月 同社取締役監業本部長就任 2022年 9月 当社顧問就任 2022年11月 当社入社 営業本部長兼業務部長兼営業企画部長(現任)	一株

(選任理由)

候補者は、約40年にわたり不動産及び住宅業界に従事し、これら業界に精通した豊富な知見と経験を有するだけでなく、上場住宅メーカーにて営業部門の要職を歴任しており、経営管理から企業経営者としての視点まで幅広く併せ持つことから、当社の今後の更なる成長及び企業価値の向上にあたり、経営手腕を発揮されることを期待して、新任取締役候補者としております。

- (注) 1. 取締役候補者伴野博之氏を除く各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 取締役候補者伴野博之氏は、当社の大株主であり、親会社等に当たります。
 - 3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受け取ることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。また、被保険者の保険料負担はありません。

第3号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の 選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
でがず 小林 秀一 (1954年5月8日) 独立役員 社外取締役	1979年4月 東京国税局入局 2005年7月 国税庁税務大学校 研究部教授 2008年7月 信濃中野税務署長 2011年7月 横須賀税務署長 2013年7月 甲府税務署長 2014年7月 東京上野税務署長 2014年7月 東京上野税務署長 2016年8月 税理士登録 税理士小林秀一事務所代表(現任) 2016年9月 行政書士登録 行政書士小林秀一事務所代表(現任)	一株

(選任理由及び期待される役割の概要)

候補者は、上場会社の社外監査役になること以外の方法で会社経営に直接関与した経験をお持ちではないものの、税務行政に長年携わられた経験や、税理士として会社税務に関する豊富な経験と知見を有していることから、同氏が補欠の監査等委員である社外取締役に選任された場合の役割として、当社経営陣から独立した立場で客観的、中立の立場から、取締役会等において有益なご意見やご指摘をいただくことにより、経営全般の監視と有効な助言をしていただくことを期待して、補欠の監査等委員である取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 小林秀一氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。また、㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため、同氏が監査等委員である取締役に就任された場合、同取引所に独立役員として届け出る予定であります。
 - 3. 当社は、小林秀一氏が補欠の監査等委員である社外取締役として選任が承認され、監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。
 - 4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を 受け取ることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。小林秀一氏が監査等委員である取締役に 就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、被保険者の保険料負担はありません。

以上

.....

MEMO

.....

MEMO

.....

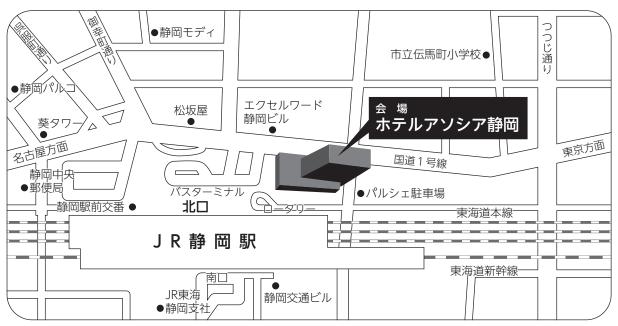
MEMO

定時株主総会会場ご案内図

会 場

静岡県静岡市葵区黒金町56番地 ホテルアソシア静岡 3階 駿府Ⅱ TEL 054-254-4141

交 通 J R 静岡駅北口より 徒歩約1分



※株主総会専用の駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



